

別表（特別養護老人ホーム香照苑利用料金表）

令和3年 8月 1日

1. 施設利用料金（介護保険被保険者＝入所者）

	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	646円/日	1,292円/日	1,938円/日
要介護2	722円/日	1,444円/日	2,166円/日
要介護3	802円/日	1,604円/日	2,406円/日
要介護4	880円/日	1,759円/日	2,638円/日
要介護5	955円/日	1,909円/日	2,863円/日

注① 上記金額は、国が定める地域区分単価（1単位＝10.14円）及び処遇改善加算（加算率8.3%）・特定処遇改善加算（加算率2.7%）を乗じた金額です。

注② 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末まで基本報酬に0.1%上乗せを乗じた金額です。

2. 食費・居住費

	食費	居住費	
		従来型多床室	従来型個室
第1段階	300円/日	負担なし	320円/日
第2段階	390円/日	370円/日	420円/日
第3段階①	650円/日	370円/日	820円/日
第3段階②	1,360円/日	370円/日	820円/日
第4段階	1,630円/日	855円/日	1,171円/日

3. 加算

加算名	1割負担	2割負担	3割負担
初期加算（入所日から30日以内）	34円/日	67円/日	101円/日
サービス提供体制加算（Ⅱ）	20円/日	39円/日	58円/日
看護体制加算（Ⅰ）口	4円/日	8円/日	12円/日
看護体制加算（Ⅱ）口	10円/日	19円/日	28円/日
夜間職員配置加算（Ⅰ）口	15円/日	29円/日	43円/日
栄養ケアマネジメント強化加算	13円/日	25円/日	37円/日
療養食加算	6円/食	12円/食	18円/食
口腔衛生管理加算（月1回）	101円/月	201円/月	301円/月

注）上記金額は、国が定める地域区分単価（1単位＝10.14円）及び処遇改善加算（加算率8.3%）・特定処遇改善加算（加算率2.7%）を乗じた金額です。

※入所者全員でなく、該当者のみに発生する加算もございます。詳しくはお尋ねください。

※介護報酬上に多種加算があり、当施設の人員配置等の体制によって算定できる又は算定できない加算項目の変更あります。加算項目の変更に伴い、入所者様の負担金も変更となります。

4. その他かかる費用

- ① 食費 朝食：330円 昼食：650円 夕食：650円
- ② 理美容費 調髪・顔剃り：2,200円
- ③ 貴重品管理 2,000円/月
- ④ コピー代 20円/枚
- ⑤ 貸しテレビ 100円/日

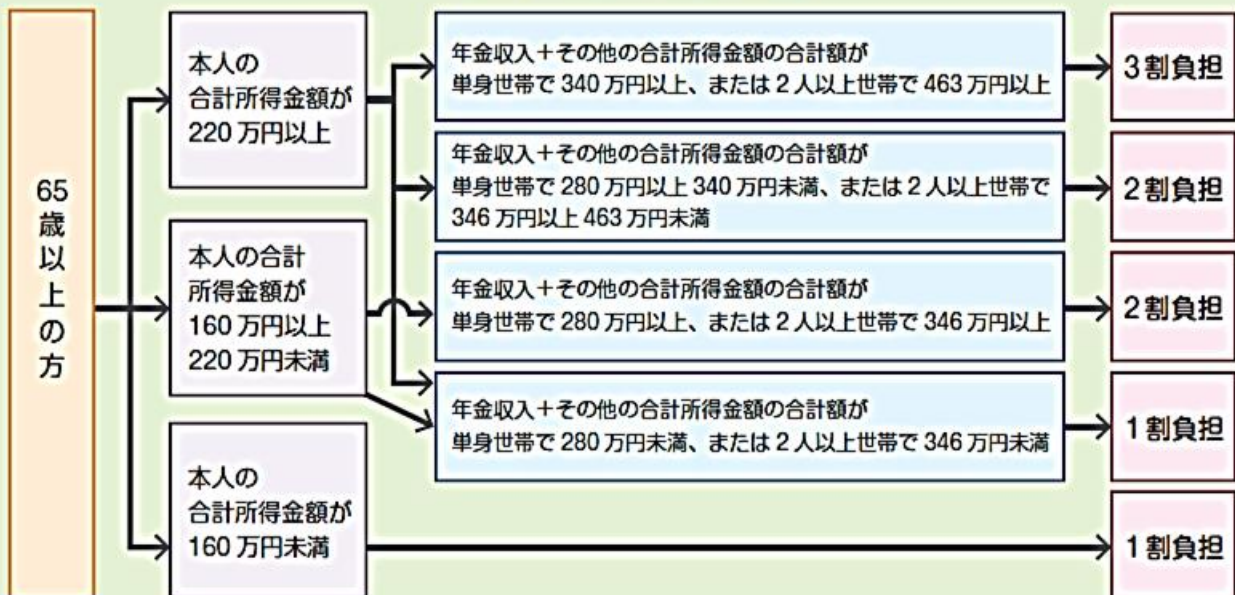
※上記の他、レクリエーションにかかる費用や医療機関への受診費用は、自己負担となります。

国が定める利用者負担限度額段階（第1～第4段階）について

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の設定を受けるには、利用者本人（あるいは代理人の方）が、本人の住所地の市町村に申請し市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。
この利用者負担段階については、施設の方で判断し決定することはできません。
- 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、おおまかに介護保険料段階の第1・第2・第3段階にある次のような方です。

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人および世帯全体が住民税非課税者で、老年年金受給者 ・ 生活保護受給者 ・ 境界層該当者（本来の負担額であれば生活保護が必要になるが、より負担の低い基準を適応すれば生活保護を必要としない状態となる方） ・ 預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下であること。
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税収入額+非課税年金（遺族・障害年金）収入額が80万円以下の方 ・ 境界層該当者 ・ 預貯金等が単身で650万円、夫婦で1,650万円以下であること。
第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税収入額+非課税年金（遺族・障害年金）収入額が80万円超120万円以下の方 ・ 境界層該当者 ・ 預貯金等が単身で550万円、夫婦で1,550万円以下であること。
第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税収入額+非課税年金（遺族・障害年金）収入額が120万円超の方 ・ 境界層該当者 ・ 預貯金等が単身で500万円、夫婦で1,500万円以下であること
第4段階	課税世帯で、第1～第3段階に属さない方

利用者負担の判定の流れ



※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担